



資産・不動産と生前贈与・保険を活用した

# 相続対策セミナー

## 12月13日 木

〈時間〉14:00~15:30 (受付13:30~)

〈会場〉なでしこホール (なでしこビル8階)

完全予約制

参加費無料

定員:30名様

セミナー

14:00

~

15:30

~具体的事例をまじえてわかりやすく解説~

### 「不動産」と「生命保険」を活用した相続対策セミナー

【講師】税理士法人 高橋資産会計事務所 代表税理士 高橋雄二氏

〈同時開催〉15:30~16:00 **個別相談会** **予約優先** 専門家が個別にご相談を承ります。お気軽にご相談ください。

# 12月13日(木) 資産・不動産と生前贈与・保険を活用した 相続対策セミナー

セミナー 14:00~15:30

~具体的事例をまじえてわかりやすく解説~

## 「不動産」と「生命保険」を活用した 相続対策セミナー



税理士法人 高橋資産会計事務所

たか かし ゆう じ

代表税理士 **高橋 雄二氏**

【プロフィール】昭和50年生まれ。甲南大学経済学部卒業後、1993年大手不動産会社へ営業職で入社。2003年資産税専門税理士事務所入社。2010年高橋税理士事務所開業。2017年税理士法人高橋資産会計事務所設立。相続・資産税専門税理士として関西を中心に活動。年間約180件を超える相続税申告を行い、相続税セミナー実績も豊富で分かりやすい解説に定評がある。

個別相談会 15:30~16:00

予約優先

専門家が個別にご相談を承ります。  
お気軽にご相談ください。

会場 **なでしこホール**

[阪急西宮北口駅から南へ徒歩1分]

〒663-8204 西宮市高松町5番39号(なでしこビル8階)



## 積水ハウス株式会社 兵庫シャームゾン支店 ☎0120-818-160

〒663-8035 西宮市北口町8-3(オークテラス西宮北口2階)

尼崎1店 担当:前川 090-5691-6469  
西宮店 担当:芦原 080-8332-8694

電話受付時間/平日10:00~17:00  
電話受付担当:北村 ●定休日/土・日・祝

一般社団法人不動産協会会員 公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会加盟 宅建業免許:国土交通大臣免許(14)第540号 建設業許可:国土交通大臣許可(特・般・27)第5295号

必要事項をご記入のうえ、切り取らずに送信してください。

お申込み〆切り:12月7日(金)まで

定員に達し次第、受付を終了させていただきます。

FAX.0798-65-6227

●セミナーに申し込まれますか?

はい [参加人数 / 名]  いいえ

●個別相談を希望されますか?

はい  いいえ

●後日、個別相談を希望されますか?

はい  いいえ

相談内容 [ ]

●資料を希望されますか?

事前に送付を希望する

- 賃貸住宅経営ガイド
- 相続税と贈与税
- 土地と建物の税務
- 賃貸住宅総合カタログ
- 老朽貸家・貸地の対策ガイド
- 定期借地権 定期借家権
- サービス付き高齢者向け住宅
- 医療介護施設

セミナー当日、会場にて希望のカタログを選択する

フリガナ		〒
氏名	住所	
電話番号		

【お客様の個人情報の利用目的について】お客様にご記入いただきました個人情報は、日本生命保険相互会社と積水ハウス株式会社の共同で取得します。なお、両社における個人情報の利用目的は以下のとおりです。

■積水ハウス株式会社 お客様情報の利用目的について 本チラシにてお預かりする情報は、結果の分析や記入いただいたご請求、ご相談への具体的な対応の他に、「住まい」「住環境」「街づくり」全般に及び積水ハウスグループの事業の中で、グループ会社とともに、次の目的にて利用させて頂くこととなりますのであらかじめご了承下さい。①積水ハウスグループの事業における各種商品・サービスの提供及びこれらのアフターサービスの提供 ②商品・サービス提供に関連する各種手続(融資、許認可取得、登記等)の支援、取次 ③積水ハウスグループの事業における営業活動(商品・サービスに関する資料等の送付又はお届け、資産活用関連情報提供等) ④商品・サービスの開発、改善 ⑤上記各目的に付帯する事項弊社「お客様情報保護方針」の全文は、弊社ウェブサイトにおいて公表しており、本社、支社、各支店等事業所においても紙面を常備いたしております。

■日本生命保険相互会社 日本生命(以下、当社)は、ご提供いただきましたお客様の個人情報を、次の①~③のとおり利用します。詳細については、当社ホームページの「個人情報保護方針」をご覧ください。①[当社からの、各種商品・サービス(関連会社・提携会社のものを含む)のご案内・提供]及び[当社の業務に関する情報提供・運営管理]に必要な範囲で利用します。②[関連会社・提携会社である他の保険会社(以下、同社)の代理店として取扱う保険商品の提案に必要な範囲で、同社と共同利用することがあります。]③[取扱職員が同社と直接代理店契約を結んだ損害保険代理店である場合、取扱職員が取扱う保険商品の提案に必要な範囲で、同社と当該職員と共同で利用します。]